

鮫川村公共施設 LED 照明設備導入事業公募型プロポーザル実施要領

第1 趣旨

本実施要領は、二酸化炭素排出量の削減による脱炭素社会の実現と、経費削減による財政負担軽減を目的として、鮫川村（以下「村」という。）が所有する複数の既存施設に設置されている照明器具について、リース（賃貸借）手法を用いて、一括して省エネルギーである高効率のLED照明に改修するため、公募型プロポーザル方式により必要知識及び専門的技術力、企画力を有する事業者を選定するにあたり必要事項を定めるものとする。

第2 事業概要

1 事業名

鮫川村公共施設 LED 照明設備導入事業

2 事業内容

別添「鮫川村公共施設 LED 照明設備導入事業仕様書」のとおり

3 対象施設

別紙「対象公共施設一覧表」のとおり

4 契約方式及び賃貸借期間

本契約終了後、賃貸借対象物件については村に無償譲渡すること。

(1) リース期間

グループ A：令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間（120か月）

グループ B：令和9年9月1日から令和19年8月31日までの10年間（120か月）

5 提案金額

リース料金（総額）：59,200,000円／120か月

（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

6 留意事項

本事業は契約者を選定するために行うものである。

鮫川村公共施設 LED 照明設備導入事業の提案金額については、契約金額の限度を示すものであり村がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ、協議の上決定するものである。

7 スケジュール（予定）

内 容	日 時 等
実施要領等の公表	令和8年8月 4日（火）
質問の受付期限	令和8年8月10日（月）まで
質問に対する回答	令和8年8月21日（金）
参加表明書等の提出期限	令和8年8月27日（木）まで
参加資格確認結果の通知	令和8年9月 2日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年9月10日（木）まで
委員会による審査（書面）	令和8年9月18日（金）予定
結果発表（公表・通知）	令和8年9月25日（金）

第3 参加資格の要件

- 1 本事業に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、リース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、本プロポーザルへの参加申込時に全構成員を明らかにして、本事業に係る連帯責任を負うものとする。また、各構成員が以下の役割を分担するものとする。
 - (1) リース役割
村とのリース契約締結等の諸手続きを行い（村との対応窓口）、事業遂行の全ての責を負う。
 - (2) 施工の役割
施工に関する業務をすべて実施する。
 - (3) 調査設計役割
調査・設計業務を実施する。
※上記以外の本業務に必要とされる事業者がいる場合は、構成員に含めることができる。
※グループの代表者はリース役割事業者（以下「代表者」という。）とする。
※リース役割以外の各役割は、一者でなく、複数事業者での構成も可とする。
- 2 代表者であるリース役割の事業者は、福島県内に本店または営業所を有する事業者であること。
- 3 代表者は、過去5年間（令和3年4月1日から参加表明書の提出日までをいう。）に、国又は地方公共団体が発注した本業務と同種の公共施設LED照明賃貸借業務についての実績を有すること。
- 4 施工役割の事業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく本事業に必要な許可を受けている者であること。
- 5 応募者は、「参加表明書（様式1）」及び資格確認書類により、本要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- 6 応募者は、事業運営、維持管理などを円滑に行うために迅速に対応できる者であること。
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 8 参加申し込み時において、村の入札参加制限及び指名停止処分を受けていない者であること。
- 9 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て（同法付則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされていない者であること。
- 10 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがされていない者であること。
- 11 国税、地方税を滞納していない者であること。
- 12 銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- 13 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属する者ではないこと。

第4 応募に関する留意事項

- 1 費用負担
応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 2 提出書類の取扱い・著作権
提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。
また、村は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。

3 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

4 村が提供する資料の取扱い

村が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

5 応募者の複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

6 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

7 構成員の変更の禁止

参加表明書の提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、村と協議を行い、村が認めたときはこの限りではない。

8 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類を変更することはできない。

なお、本提出書類について、後日参考資料を求めることがある。

9 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は提案書を無効にする。

第5 事業者選定の流れ

1 応募者の要件

本提案募集への応募者は、「第3 参加資格の要件」を満たす者とする。

2 参加資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の参加資格要件を確認し、結果を通知する。

3 優先交渉権者の選定

鮫川村公共施設 LED 照明設備導入事業者選定委員会（以下「委員会」という。）により、提案内容を審査し、優先交渉権者1者及び次点者1者を選定する。

4 基本協定書の締結

村及び優先交渉権者は、賃貸借契約の締結に向けた詳細協議を実施するため、基本協定書を締結する。

5 詳細協議

優先交渉権者は、現地調査を実施し、契約の諸条件等について詳細協議を進めるものとする。詳細については、「第11 契約に関する事項」を参照すること。

第6 募集内容

1 実施要領、資料等の配布、閲覧

(1) 配布期間

令和8年8月4日より

(2) 配布方法

実施要領、資料等は、村公式ホームページから必要に応じてダウンロードし、使用すること。

第7 質問の受付及び回答

1 提出方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書（様式第6）」により、「第13 問合せ先」宛てに電子メールにて提出し、電話にて到達確認を行うこと。

なお、件名を「鮫川村公共施設 LED 照明設備導入事業プロポーザルに関する質問【事業者名】」とし、電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

2 提出期限

令和8年8月10日（月）午後5時まで

3 質疑回答

令和8年8月21日（金）まで随時、村公式ウェブサイトにて公開する。

※質問の回答内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

第8 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加表明書等を提出すること。

1 提出期限

令和8年8月27日（木）午後5時まで（必着）

2 提出場所

鮫川村役場総務課総務係

3 提出方法

「4 提出書類」について、提出する紙原本に代表者印を押印したものを1部及び作成した電子ファイルをPDF化したものを保存したCD-ROM1枚を、持参又は郵送にて提出すること。

※郵送する場合は、提出期限までに必着することとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。なお、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

4 提出書類

（1）参加表明書（様式第1）

グループの代表者にて参加表明書を提出すること。

（2）グループ構成表（様式第2）

応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明記すること。

（3）委任状（様式第3）

本事業における事務手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。

（4）会社概要書（様式第4）

会社概要には、本社所在地、支店等の所在、代表者職氏名、設立年月日、資本金、従業員数（うち技術者数）及び会社の事業概要について具体的に記載し、構成員ごとに提出すること。

（5）業務実績調書（様式第5）

構成員ごとに、同種業務の受注実績を記載し、提出すること。

なお、同種業務とは公共施設LED照明賃貸借に関する業務のことをいう。

5 参加資格確認結果の通知

提出された参加表明書等の提出書類を基に参加資格を確認し、参加資格の結果を応募者（代表者）

に通知する。なお、提出書類に不備があった場合には、失格とする。

第9 企画提案書等の提出

参加資格がある旨の結果通知を受けた者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提出期限

令和8年9月10日（木）午後5時まで

2 提出場所

本要領「第13 問合せ先」のとおり

3 提出方法

提出する紙媒体は、表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを7部（正1部、副6部）提出する。

併せて、作成した電子ファイル（Word、Excel）並びに作成した電子ファイルをPDF化したものを保存したCD-ROM1枚を、持参又は郵送にて提出すること。

なお、「4（1）提案書提出届」については、正本の書類に原本を添付し、副本にはその写しを添付すること。

※郵送等する場合は、提出期限までに必着することとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。なお、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

4 提出書類

（1）提案書提出届（様式第8）

（2）提案書

（3）既存照明・提案LED照明一覧表（様式第7）

（4）見積書及びリース費内訳明細書

現地詳細調査後の費用増減を決めるため、諸経費等を施設ごとに按分し、各施設の使用機器ごとの製品代及び施工費について内訳明細を記載すること。

（5）照明機器仕様明細書

5 提案書の作成方法

別添の仕様書に基づき、A4サイズ30枚以内（様式や着色自由、図表の挿入可）とする。原則、文字のフォントは資料として読みやすいものを使用し、サイズを10.5ポイント以上とし、次の内容を記載すること。

（1）事業計画等

ア 事業者の体制

各役割の会社概要及び業務担当者等の情報を記載すること。

イ 事業スケジュール、施工方法及び作業期間等

「別表2 事業スケジュール」を参考に、現地調査、詳細協議、契約の締結、施工及び賃貸借開始等の一連の工程内容を工事グループごとに記載すること。また、施工方法や作業期間等について配慮または工夫する点を記載すること。

ウ 地元事業者の活用

経済活性化の観点から、地元事業者の活用について記載すること。

なお、地元事業者とは、村内に本店又は営業所を置く電気工事事業者とする。

(2) 環境対策・省エネ効果

「既存照明・提案 LED 照明一覧表（様式第7）」に記載の条件において、省エネ効果（賃貸借期間10年間の消耗品費削減額、電気使用料金削減額、消費電力量削減量、排出二酸化炭素削減量など）について記載すること。

(3) 使用機器選定基準

施設や器具種類等ごとに、どのような基準で機器を選定するか記載すること。

また、照明器具の機能について、施設の日常の使用目的や保安全管理を考慮した有益性のある提案を記載すること。

(4) 維持管理・保守の実施体制等

ア 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

イ 維持管理・保守の実施体制

不具合時の対応体制について記載すること。

(5) その他

ア (1)～(4)までの他に、村にとって有益性のある創意工夫の提案があれば記載すること。

イ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定める単位とし、全てを横書きとする。

第10 審査・選定方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された提案書について、委員会が審査する。審査は書面審査とする。

1 審査の方法

(1) 審査項目、評価基準等は「別表1評価基準」のとおりとする。

(2) 審査委員の合計評価点が最も高い提案をした提案者を優先交渉権者とし、次に高い提案をした提案者を次点者とする。

合計評価点が同点の場合は、提案された見積額がより低い提案者を優先交渉権者とする。

なお、提案者が1者だけの場合でも、委員会による審査（書面）を実施する。

また、本プロポーザルで優先交渉権者として選定された事業者は、審査の結果、最適な事業者として選定した者であり、最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

(3) 配点の6割を最低基準とし、最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

(4) 審査に係る評価及び採点に関する異議申立ては受け付けない。

2 評価、選定に関する留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

イ 虚偽の記載や不正が認められた場合。

ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合、また、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

エ 審査の公平性に影響を与えることがあった場合。

オ 本実施要領に違反すると認められた場合。

カ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または事業の公正な進行を妨げた場合。

キ 村が提示した提案限度額を超える見積書を提出した場合。

ク 本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。

- (2) 提出された企画提案に係る書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に帰するものとする。
- (3) 必要と認められる場合には、追加書類を求めることがある。
- (4) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された参加表明及び企画提案に係る書類は返却しない。なお、審査以外の目的で無断使用しない。
- (6) 本プロポーザルは、最適な参加者を選定するために行うものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
- (7) このプロポーザル手続きにおいて、村が配布した書類や資料等を他の目的で使用しないこと。
- (8) 応募に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (9) 審査の結果、総合得点の最も高い提案をした参加者を、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次に総合得点の高い提案をした参加者を次点者とする。

3 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、参加者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- (2) 審査を受けた全ての事業者に対し、審査の結果を文書にて通知し、村のホームページに掲載する。
- (3) 審査結果に対する異議を申し立てすることはできない。
- (4) 審査結果は、村のホームページにおいて、優先交渉権者の名称及び得点並びに優先交渉権者以外の得点を公表する。

第11 契約に関する事項

1 基本協定書の締結

村及び優先交渉権者は、賃貸借契約の締結に向けた詳細協議を実施するため、基本協定書を締結する。

2 現地調査及び詳細協議

優先交渉権者は、自己の責任と費用において、本事業に関して必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができるものとし、村は、必要かつ可能な範囲で協力するものとする。

(1) 内訳明細書の再提出等

優先交渉権者は、提案した内容の賃貸借料の根拠となる内訳明細書を改めて提出すること。この内訳明細書を用いて、調査後の増減を決めるため、諸経費等按分して、使用機器ごとの製品代、工事費の単価内訳も添付すること。

また、公表するデータ「既存照明・提案LED照明一覧表（様式第7）」は図面を元にリスト化したデータであり、施設の現況と必ずしも一致する内容ではないことから、設置作業に先立って、記載内容と現地との整合確認のために、必ず現地調査を実施し、現況に即した内容に更新すること。

なお、現地調査を行う際は、各施設と協議し、施設運営に支障が出ないよう配慮すること。

(2) 詳細協議

詳細協議においては、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、賃貸借契約内容について、村と協議を行うものとする。

ア 調査期間

「別表2 事業スケジュール」を参考に、各グループの工事着手前の期間にて行う。

イ 提出物

- a 賃貸借契約に係る見積書・施設ごとの内訳書
- b 既存照明・提案LED照明一覧表（様式第7）
- c 施工計画書

3 契約の締結

- (1) 契約内容について、村と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。
- (2) 契約金額については、提案書等で提示された金額を基に協議により決定する。
- (3) 村と優先交渉権者の協議の結果、契約に至らなかった場合は、同様に次点者を優先交渉権者とし、詳細協議を行うものとする。

第12 その他

1 情報公開及び提供

村は応募者から提出された企画提案書等について、鯨川村情報公開条例（平成13年3月16日条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示となる。

2 参加辞退の場合

随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第9）によりその旨を届け出るものとする。

第13 問合せ先

〒963-8401 福島県東白川郡鯨川村大字赤坂中野字新宿39番地5

鯨川村総務課総務係

TEL 0247-49-3111（代表）

FAX 0247-49-2651

Mail soumu@vill.samegawa.fukushima.jp

(別表 1)

評価基準

評価項目		評価基準（視点）	評価	配点	評価点
業務実績及び経験	リース役割を担う事業者の事業実績	過去５年間に（令和３年４月１日から参加表明書の提出日までをいう。以下同じ。）に、国又は地方公共団体が発注した本業務と同種のリースによる公共施設（建築物）のLED化整備事業で賃貸借を開始した実績はどれだけあるか。	5・4・3・2・1・0	10	
	施工役割を担う事業者の事業実績	過去５年間に、国又は地方公共団体が発注した電気工事において、元請けとして工事を完了・引き渡した実績はどれだけあるか。	5・4・3・2・1・0	5	
	施工役割を担う事業者の業務担当者の実績	過去５年間に、国又は地方公共団体が発注した電気工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として配置された実績はどれだけあるか。	5・4・3・2・1・0	5	
業務の提案内容	地域等への貢献	村内事業者の活用や地域貢献について、具体的な提案があるか。	—	10	
	環境対策・省エネ性能	現状からどれだけ電気料金や二酸化炭素排出量が削減される見込みなのか。	—	10	
	器具の選定方法	村にとって有益性のある観点で機器選定を行っているか。	—	10	
	維持管理・保守の実施体制	不具合等が生じた際に、迅速に対応できる体制となっているか。	—	15	
	提案の独自性・優位性	提案内容に工夫がなされ独自性・優位性があるか。	—	10	
	施工方法、施工品質	施工方法や作業時間等に配慮や工夫のある提案となっているか。 施工の品質を確保するための具体的な提案があるか。	—	15	
	事業コスト	提案に対して、コストが適正であるか。 （全体の最低見積金額／当該見積金額） ※端数は切り捨て	—	10	
合 計 100点			—	—	—

(別紙)

対象施設一覧

No.	施設名	構造	延床面積	建築年度	所在地	グループ
1	鮫川村役場（本庁舎）	S	1352.48	平成 14 年度	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5	A
	（旧農業技術指導センター）	S R C	504.00	昭和 59 年度		
2	保健センター	S	822.14	平成 14 年度	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 189-1	B
3	村民保養施設 さぎり荘	W	692.59	平成 23 年度	東白川郡鮫川村大字赤坂東野字広畑 199	B
4	鮫川村 図書館	R C	413.94	平成 23 年度	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 64-2	A
5	鮫川村 学校給食センター	S	408.64	平成 9 年度	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 34	B